

令和5年4月20日

座間市公営企業管理者

山本 洋一 殿

座間市公営企業運営審議会

会長 飛 田



水道料金及び下水道使用料の見直しについて（答申）

令和4年11月11日付け座公経総発第472号で諮問がありました水道料金及び下水道使用料等の見直しについて、次のとおり答申します。

答 申 書

令和5年4月

座間市公営企業運営審議会

はじめに

この度の諮問については、算定期間内における水道料金及び下水道使用料の見直しについて、座間市公営企業管理者より意見を求められたものである。

昨今の水道事業及び公共下水道事業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業収益の変動や、社会情勢の影響による費用負担の増加など、非常に厳しい経営状況にある。

本審議会では、これらの状況を踏まえて審議するに当たり、平成26年9月に策定された座間市水道事業経営プラン及び座間市下水道中期ビジョンを基本理念とした上で、令和3年3月に策定された座間市水道事業経営戦略及び座間市下水道事業経営戦略（以下、「経営戦略」という。）における中長期的な投資・財政計画に基づき、検討を行うこととした。

以上を踏まえ、本審議会では、水道料金及び下水道使用料のあり方について諮問に基づき審議をしたので、その結果を次のとおり答申する。

審議経過

開催日		審議内容
第1回	令和4年 6月20日	(1) 令和4年度水道事業及び公共下水道事業予算の概要説明について (2) 令和4年度重点施策の概要説明について
第2回	11月11日	諮問（水道料金及び下水道使用料の見直しについて） (1) 諮問内容の確認及び今後の審議スケジュール等について (2) 令和3年度水道事業会計決算及び公共下水道事業会計決算について
第3回	12月19日	(1) 水道事業及び公共下水道事業の現状と課題 (2) 水道事業会計・公共下水道事業会計の財政シミュレーションの概要
第4回	令和5年 1月26日	(1) 水道事業・下水道事業の収支試算
第5回	2月20日	(1) 水道料金設定の基本的な考え方について
第6回	3月23日	(1) 答申書（案）について

水道事業

1 水道事業の現状と課題

水道は、市民が生活をする上で欠かすことのできない重要なライフラインであり、安全で安心な水道水の安定的な供給を将来にわたって維持していかなければならないものである。

本市水道事業は、首都圏では珍しく地下水を主たる水源としており、昭和30年に一部給水を開始して以来、67年にわたる歴史を有し、令和3年度末における給水人口は131,358人、管路延長は337kmで、ほぼ給水区域全域を網羅している。

給水状況については、人口減少社会が到来し、少子高齢化が進展する中、節水機器の普及により節水型社会が定着するなど、今後、給水量の増加を見込むことは難しい。さらには、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う有収収益の変動や、大口使用者の地下水利用専用水道への転換など、事業収益の根幹を成す水道料金収入は、継続的に減少していく状況である。

しかし、このような状況下においても、施設の維持管理をはじめとして、経年化した施設の更新や水質保持のための施設整備が必要であり、これに加え、昨今の社会経済情勢による原油価格・物価高騰等への対応、さらには激甚化を増す自然災害への対応など、安定的な事業を継続していく上で大きな課題が累積し、今後、多額の資金が必要となることが見込まれる。

2 審議内容

はじめに、地方公営企業における水道料金は、公正妥当なものでなければならず、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とする総括原価方式により算定するものであることを確認した。

次に、水道事業の現状や課題、さらには経営状況を踏まえ、経営戦略による投資計画及び財政シミュレーションを基に慎重に審議を行った。

まず、現行の水道料金の状況について振り返ると、平成23年10月1日付けで「口径別料金体系の採用」「基本水量の見直し」「逓増度の圧縮」という内容で料金体系を変更し、平均改定率15.0%の料金改定を行い現在に至っている。

平成23年の水道料金改定後、水道料金の見直しについて、料金算定期間内に2度の審議会審議を行い、その答申では、いずれも水道料金は据置きとしてきた。その理由としては、損益状況について純損益は利益を計上していることや、変動はあるものの経費回収率が改善傾向にあること、さらには、1年間の給水収益分である約20億円を保有目安とする内部留保資金についても十分に確保し続けている状況などを鑑み、事業運営に大きな支障が生じないものと判断したものである。

令和5年度以降の経営状況について見てみると、新型コロナウイルス感染症の影響や原油価格・物価高騰の影響などにより、水道料金収入は増加する兆しが見えないだけでなく、動力費など経常的に支出すべき費用は増加の一途をたどり、経営状況は非常に厳しい状況であることが分かった。

改めて、経営戦略に基づく投資・財政計画の収支バランスを確認すると、令和9年度に収支状況の悪化が生じる可能性があることが分かるが、シミュレーションには社会情勢の変動は含まれていないことから、昨今の社会情勢等の状況を加味した場合、収支状況の悪化が前倒しされる可能性も否めないと分析した。

そこで、収支状況の悪化が解消できる最低限の範囲で、複数の水道料金改定シミュレーションを行った。また、同シミュレーションでは、5年間としている算定期間の中で、どの程度経営状況を改善することができるのかにも注視し検討した。検討の中では、水道料金の値上げを求める声が多く上がったが、その理由としては、経営の健全化はさることながら、近年、激甚化を増す自然災害に備え、早急な施設の耐震化等を求める意見や、内部留保すべき資金の増額見直しなどの意見もあった。

しかし、市民や地元企業などは、より切実に厳しい状況であり、水道料金の改定による負担の増加には、慎重な対応と最大限の配慮を求める意見もあった。また、令和4年度版座間市公営企業概要の比較貸借対照表に記載されている利益積立金は補填財源としての性質を有するものであることから、収支状況の悪化に際し、有効に活用すべきであるとの意見もあった。

以上を踏まえ、本審議会としては、意見を集約し、総合的に判断した結果、以下に示す結論に至ったので答申する。

3 答申事項

- (1) 水道料金（浴場用・一時用含む）については、据え置きとするのが妥当である。
- (2) 算定期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

4 付帯意見

今回の諮問に対する答申は上記のとおりであるが、審議会における審議経過を踏まえ、次のとおり意見を付すこととした。

- (1) 社会情勢の変化や経営状況の変化等を適宜本審議会に報告すると共に、算定期間内においても、必要に応じて水道料金見直しの機会を設けること。
- (2) 効率的な事業運営と経営の健全化に努めるとともに、経費の節減等の努力を怠らないこと。
- (3) 水道料金の見直しについて、県内水道事業体などの動向に注視すること。
- (4) 大口水道使用者で、一定の水量を超えて使用された場合に対する優遇措置などを料金体系の見直しの際に併せて検討すること。
- (5) 自然災害等に備え、施設の更新や耐震化を図ると共に、十分な内部留保資金を確保しておくこと。

公共下水道事業

1 公共下水道事業の現状と課題

公共下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水被害の解消など市民生活の基盤として重要な役割を担っている。

本市の公共下水道は、汚水と雨水を分けて流す分流式であり、汚水整備は昭和44年に相模川流域下水道計画に参加し、昭和48年から公共下水道汚水整備事業に着手して以降、令和3年度末現在の整備済み管渠延長は約306km、処理区域内人口普及率は98.6%に達している。

また、令和4年4月からは、受益者負担金の徴収により、市街化調整区域における公共下水道整備を始めた。

一方、雨水整備に関しては、計画降雨量を時間当たり50mmとして、冠水区域を優先して整備を行ってきたが、令和3年度末における雨水管渠延長は約32kmで、事業認可に対する整備率は約34%に留まっており、近年では計画降雨量を超える局地的な集中豪雨などにより、浸水被害が発生している区域の対策が課題となっている。

このような中、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・更新を実施し、施設管理を最適化することを目的としてストックマネジメント計画を推進していく必要がある。また、浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定めることで浸水対策を計画的に進めることを目的に、雨水管理総合計画の策定にも取り組んでいるところである。

なお、公共下水道事業においても水道事業と連動し、汚水排水量は逓減傾向にあり事業経営に影響を及ぼしているが、平成31年4月に実施した平均改定率9.81%の下水道使用料改定により、事業運営に必要な経費は確保できている状況である。

しかし、安定的な事業の継続をしていく上では、いまだ一般会計補助金に頼らざるを得ない状況であることから、適正な使用料水準による収入の確保を図り、公営企業として公共下水道事業の経営の自立化に取り組む必要がある。

2 審議内容

公共下水道事業の現状や課題、さらには経営状況を踏まえ、経営戦略による投資計画及び財政シミュレーションを基に慎重に審議を行った。

まず、現行の下水道使用料の状況について振り返ると、平成31年4月1日付けで事業運営における財源不足額を賄うことを念頭に、平均改定率9.81%の使用料改定を行い現在に至っている。

現在の損益状況について、当年度純利益は令和3年度では3億5,826万9,322円、令和4年度では3億1,411万3,259円（見込み）を計上しており、令和6年度から令和10年度までの算定期間における経営戦略上の財政シミュレーションにおいても、当年度純利益の平均額は3億7500万円を想定している。しかし、昨今の社会経済情勢の影響により、使用料収入が減少していくと思われ、財政シミュレーションにおける当年度純利益は減益が見込まれるが、企業債残高の減少に伴う支払利息の逓減により利益減少幅が緩和しており、黒字決算を維持できる見込みである。

一方で、1年以内に返済しなければならない企業債や未払金に対して、どれだけ現金や現金化出来る資産を持っているかを表す流動比率は、令和3年度決算では34.8%で、前年度より僅かに上昇に転じてはいるものの、一般的には100%以上が望ましいことから、現状は大きく下回っている状況である。これは、流動資産に比して、下水道整備に充てられた企業債の償還金（流動負債）が高額となっているからである。このことから、突発的な支出を伴う事象への対応は厳しいものになると思われる。

令和5年度以降の経営状況について見てみると、経費回収率は100%以上を見込むことができるが、供用開始から50年近く経過している下水道施設は、今後、維持管理に掛かる費用負担が大きくなっていくことに加え、汚水の排出先である相模川流域下水道の維持管理負担金についても同様の状況が想定できることから、楽観はできないとの意見があった。

そこで、改めて、経営戦略に基づく投資・財政計画において将来的に収支状況の悪化が生じる可能性があるかを確認した。水道事業と同様に、経営戦略におけるシミュレーションには、社会情勢の変動は含まれていないが、昨今の社会情勢等の状況を加味して考えた場合においても、収支状況の悪化は生じにくいと分析した。

しかし、独立採算による事業経営が原則とされる中で、いまだ一般会計補助

金の繰入れにより経営が安定している状況であり、平成31年4月に下水道使用料を改定したことにより繰入額は減少傾向にあるものの、使用料改定に際しての一つの論点となることを改めて確認した。

公共下水道事業は、比較的安定した経営を持続していける見込みではあるものの、社会経済情勢の変化などに柔軟に対応し、経費の削減に努めるなど企業努力を求める考えで一致した。

以上を踏まえ、意見を集約し、総合的に判断した結果、以下に示す結論に至ったので答申する。

3 答申事項

- (1) 下水道使用料（公衆浴場汚水を含む）については、据え置きとするのが妥当である。
- (2) 算定期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

4 付帯意見

今回の諮問に対する答申は上記のとおりであるが、審議会における審議経過を踏まえ、次のとおり意見を付すこととした。

- (1) 社会情勢の変化や経営状況の変化等を適宜本審議会に報告すると共に、算定期間内においても、必要に応じて下水道使用料見直しの機会を設けること。
- (2) 効率的な事業運営と経営の健全化に努めるとともに、経費の節減等の努力を怠らないこと。
- (3) 公営企業は独立採算により事業運営を行うことが原則であり、将来に向かって一般会計補助金を解消する努力を行うこと。
- (4) 公共下水道への未接続家屋の水洗化を推進し、受益者負担の公平性の確保を図ること。

座間市公営企業運営審議会委員名簿

(敬称略)

氏名	選出区分	団体名等
飛田 昭 (会長)	学識経験者	元市議会議員
中野 幸子	学識経験者	税理士
角田 厚子 (副会長)	学識経験者	元市職員
田原 美那子	関係する団体の代表者	薬剤師会
熊木 亜衣	関係する団体の代表者	県中央地域連合
本間 豊	関係する団体の代表者	自治会総連合会
内藤 和美	関係する団体の代表者	座間市商工会
窪 博之	関係する団体の代表者	座間工業会
清水 紀代美	関係する団体の代表者	座間市地域婦人団体連絡協議会
西村 佳裕	関係する団体の代表者	県下水道公社
西海 愛子	公募による市民	
西村 弘	公募による市民	
大谷 勝也	公募による市民	